第３回 岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金専門部会議事録

令和８年 10 月９日（金）15:30～
岐阜合同庁舎５階共用第一会議室

中家 賃金室長	定刻になりました。 本日は御多用のところ、第３回岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金専門部会に御出席いただき厚く御礼申し上げます。 本日は、全員が御出席されておりますので、最低賃金審議会令第６条第６項の規定による定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。 また、本会は公開審議としておりますが、公開公示をしましたところ傍聴希望の申込はございませんでした。 それでは、竹内部会長よろしくお願いします。
竹内部会長	ただいまから、第３回岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金専門部会を開催いたします。 それでは議事に入ります。 **議題１「岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金の改正決定について」**です。 はじめに、他局の結審の状況について事務局から報告してください。
森本 室長補佐	「航空機・同附属品製造業」単独での特定最低賃金は全国で岐阜県だけであり、「航空機・同附属品製造業」が含まれる「輸送用機械器具製造業」の答申状況については第２回専門部会で報告いたしましたが、それも含め改めて御報告いたします。 本日までの答申は三つの県です。 まず一つ目、埼玉県「輸送用機械器具製造業」、改定前 1,165 円、改定後 1,224 円、引上げ額 59 円、９月 14 日結審。 二つ目、兵庫県「輸送用機械器具製造業」、改定前 1,188

	円、改定後 1,243 円、引上げ額 55 円、９月 16 日結審。 　三つ目、福岡県「輸送用機械器具製造業」、改定前 1,147 円、改定後 1,205 円、引上げ額 58 円、10 月８日に結審です。 　なお、愛知県は、まだ答申はなされておりませんが、専門部会での結審状況について御報告いたします。愛知県「輸送用機械器具製造業」、改定前 1,146 円、改定後 1,208 円、引上げ額 62 円です。以上です。
竹内部会長	はい、ありがとうございました。 　審議に入る前に、前回の議論を整理させていただきます。 　はじめに、労使双方からお話を伺いました。岐阜県の航空機産業を発展させたい、航空機産業の存在感を示す必要があるということで、継続的に岐阜県の航空機の特定最賃を維持するということについては、見解が共通しているのではないかと感じました。 　ただ、それについては金額に差があるということでして、その特定最賃を維持するにあたって、どの金額が必要かという点について御議論させていただきました。 　労働者側は、はじめに、今年度の地域別最低賃金の 1,121 円から一昨年改正時の引上げ額 18 円にプラス１円の 19 円を提示され、プラス 10 円までその後の議論の中で歩み寄りをいただきました。 　使用者側からは、航空機産業がコロナ後立ち直っていくための設備投資に原資を確保したいということがあって、最低限のプラス１円というお話があり、その後プラス３円まで歩み寄られました。 　前回、このような結果を持ち帰って御検討していただくこととなりました。 　労使の主張には、まだ大きな隔たりがありますので、これから個別協議に入る前に、改めてこの場で発言しておきたいことがありましたら、お伺いしたいと思います。 　それでは、労働者側委員いかがでしょうか。

村上委員	はい、特にこれというのはございませんが、本日もしっかり議論させていただきたいと思います。 どうぞよろしくお願いいたします。
竹内部会長	はい。それでは使用者側委員いかがでしょうか。
浅井委員	はい。使用者側は特にございません。
竹内部会長	はい。それでは、本日は予定としては専門部会の最終日としていきたいと思っております。何卒、全会一致で結審できますよう、よろしくお願いいたします。 これより個別にお話を伺いたいと思います。 まずは、公労の二者協議から始めたいと思います。 事務局から連絡をお願いいたします。
中家 賃金室長	はい。各委員の皆様にお知らせします。 二者協議は、前回同様この会場で行います。 労・使委員の皆様には、準備が出来ましたら事務局職員が控室に参りますので、一旦、それぞれの控室へ移動してお待ちいただきますようお願いいたします。
【各側との個別協議】	
竹内部会長	それでは、公労使三者の審議を再開させていただきます。 労使の双方から個別に御意見を伺いましたので、その内容について御報告をさせていただきます。 冒頭、前回の確認という形で、労働者側からは前回の提示額プラス 10 円との提示がありまして、これについては歩み寄りの可能性はあるとのお話を頂戴いたしました。 使用者側からは、前回最後の提示額プラス３円というところを出発ということで議論をさせていただきました。 その後、本日３回二者協議が続きましたので、個別に

	こうなったというところは割愛させていただきますけれども、労働者側からは７円、愛知県と同じでどうかとのお話も踏まえつつ、使用者側のからは最終４円ということに話になりました。それで、労働者側とお話しさせていただいて、そこで、三者で合意できるのではないかということになったところでございます。 　この４円というところですけれども、使用者側に対して、最後のところでどのような根拠になりますかというお話をさせていただきまして、川崎岐阜協同組合のところで 156 億の売上のところが、163 億、1.04 倍という、それほど増えているところではないということ。それから、地賃全体が５％と 5.4%というところで、最終 5.26%で折り合っているわけですけれども（事務局注：地賃７年度 1,065 円、８年度 1,121 円の 5.26%の引上げ率）、製造業全体、連合の資料でも 5.6%くらいのところでした。 　私が計算し直しさせていただきましたけれども、４円、60 円の引上げになりますとこれをギリギリ超えるくらいのところになりますので、製造業全体のところの引上げの水準、しっかりそれを超えていくギリギリのところで４円でどうでしょうかということになりました（事務局注：８年度改正地賃 1,125 円から４円アップの 1,125 円とすると、７年度地賃 1,065 円比では 60 円アップ、引上げ率 5.63%）。 　各側そのような形で御意見をいただいて、合意いただいているわけですけれども、特に昨年審議が無かったが、特賃を継続するということで意見をいただいているというところがございますので、一言ずつ改めて御意見を頂戴したいと思います。 　まず、労働者側委員からお願いします。
村上委員	はい。まずは難しい状況の中で公益委員の先生方に御調整いただきまして、誠にありがとうございました。 　地賃プラス４円というのは、評価は様々あると思うのですが、昨年、必要性無しで協議ができませんでしたの

	で、そこからすると今年は航空機の特賃の新たなスタートかなと思っています。 　なので、労側としては、これを後ろ向きに捉えるのではなくて、前向きに捉えさせていただいて、来年度以降も引き続き特賃を継続できるように、しっかりと審議ができるかと思っていますし、経営状況など使側の皆様と共有させていただいてですね、航空機の産業が盛り上がる状況を作っていければと思っていますので、どうぞよろしくお願いします。ありがとうございます。
竹内部会長	はい、では、使用者側委員からも一言お願いします。
浅井委員	まずは公益の先生方､本当に御苦労をおかけしました。ありがとうございました。 　今、村上委員からもお話がありましたけれども、特賃が、昨年度、改正決定をしなかったということから、改正するというふうに判断に至ったところは、私共としては非常に大きな決断だったというふうに思っております。 　今回、金額的には４円という非常に少ない金額なのかもしれませんけれども、ゼロからのスタートということと、今後、やはり継続して労使共通の認識の下、特賃というもので航空機産業を盛り上げていければという思いもありますので、ご理解の上、引き続きの御協議をお願いしたいと思っております。以上でございます。
竹内部会長	はい。労使双方の委員の皆様には合議の開催にご協力いただき、ありがとうございました。 　それでは、採決に移ります。 　なお、これまでの金額の議論では、実効上、本年改正の地域別最低賃金に対する差額で議論を行っておりましたけれども、ここからは官報公示の例により、令和６年改正の金額の 1,049 円に対する引上げ額として提案させていただきます。御了解ください。 　岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金、令和６年改

	正の時間額 1,049 円を 76 円引き上げ、1,125 円とすることについて、賛成の方は挙手を願います。
各側委員	（賛成：全員挙手）
竹内部会長	はい、ありがとうございます。 全会一致と認めます。 全会一致の場合、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることとなっておりますので、事務局で報告書案と答申文案を準備してください。
【報告書案と答申文案の配布】	
竹内部会長	それでは、報告書案と答申文案を読み上げてください。
森本 室長補佐	（報告書案と答申文案を朗読）
竹内部会長	はい、ありがとうございました。 今読み上げていただいた報告書案と答申文案のとおりでよろしいでしょうか。
各委員	（異議なし）
竹内部会長	それでは、案文のとおり答申することとします。 事務局で答申文を準備してください。
【部会長、労働基準部長、会場中央へ移動】	
竹内部会長	それでは、答申します。 （上田労働基準部長に答申文を手渡す）
上田 労働基準部長	ありがとうございます。
【部会長、労働基準部長、席へ戻る】	
上田 労働基準部長	ただいま、岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金の改正決定について御答申いただきました。

	委員の皆様におかれましては、真摯に御議論をいただきまして、全会一致による御答申をいただきましたことに、深く感謝申し上げます。 早速、この答申をもちまして所要の手続を取ることといたします。 誠にありがとうございました。
竹内部会長	次に、**議題２「その他」**ですが、事務局から何かありますか。
中家 賃金室長	特に予定している議題はありません。 ただいま御答申いただきましたので、10 月 21 日に予定されている本審で報告させていただきます。 よろしくお願いいたします。 ありがとうございました。
竹内部会長	各委員の皆様には、専門部会の円滑な運営に御協力をいただき、ありがとうございました。 今年度も労使双方の立場から、真摯に議論を尽くしていただきまして、全会一致で決着することができました。 皆様に改めて感謝を申し上げます。 ありがとうございました。 これをもちまして閉会といたします。